



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 50 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則 (農業経営課)

公布された条例等のあらまし

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則 (規則第37号)

1 規則の概要

- (1) 利子補給の対象となる農業近代化資金として農業経営の法人化に必要な資金を加えることとした。(別表第 1 関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第37号

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則 (昭和37年島根県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 1 条関係)

資 金 の 種 類		貸 付 条 件	借入資格者
1 農業経営 に必要な資 金	1 災害資金 天災によって被害を受けた農業者の 農作物等の再生産に必要な資金	1 貸付利率 年3.2パーセント以内	法第 2 条第 1 項第 1 号に 掲げる者で知 事が別に定め る要件に適合 するもの
	2 農地開発営農資金 国営及び県営の農地開発事業又は中 海干拓事業によって造成された農用地 における経営に必要な資金	2 貸付限度額 個人にあっては6,000,000円、個人 以外にあっては20,000,000円。ただ し、知事が特に必要と認める者にあっ ては、必要と認める額	
	3 小規模零細対策営農資金 小規模農業者の経営に必要な資金	3 償還期限 5 年以内。ただし、知事が別に定め るものにあつては、10年以内	
	4 知事特認資金		

	前 3 号に掲げるもののほか、農業経営に必要な資金で知事が特に必要と認めるもの	4 据置期間 2 年以内。ただし、知事が別に定めるものにあつては、5 年以内	
2 農業経営の法人化に必要な資金	農業法人育成支援資金 集落を基礎とした農業者の組織の法人化に伴う必要な資金	1 貸付利率 知事が別に定める率 2 貸付限度額 20,000,000円 3 償還期限 15年以内 4 据置期間 3 年以内	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。